



**お元気ですか！**  
**志村 たかよし**です

第896号 2018年7月8日

日本共産党中央区議団

中央区 築地 1-1-1  
電話 3546-5563  
FAX 3546-9570

## 卸売市場法を改悪

# 「暴走！安倍政権」が市場をつぶす

「築地市場を守る」ことは産地や消費者を守るたたかい

6月15日、参議院本会議で、自民、公明、維新の会の賛成多数で卸売市場法の改定が行われました。

### 改悪は財界や外資の要望

改定の内容は、中央卸売市場の大原則を次々と規制緩和し、公的システムである市場流通を民間企業に開放するものになっています。

▼卸売会社が仲卸以外に販売してはならない「第三者販売禁止」を緩和する。



築地市場

▼仲卸が産地から直接買えない「直荷引き禁止」を緩和する。

▼市場内に運び込んだものを売買する「商物一致原則」を緩和する。

▼中央卸売市場の開場を農水大臣の「認可」から、届け出制である「認定」に変えてしまう。

… など、生鮮食品流通への参画を狙う大手商社や外国資本の要望に沿った形で卸売市場法の改悪が行われました。

### 改悪で食糧供給が不安定に

さらに問題なのは、公正な取引をチエックする機能を「農水省」から「公正取引委員会」に変えてしまうことです。

これまで、農水省の責任のもとで国民に開かれていた流通システムでしたが、行政の目が行き届かなくなり、「食の安全・安心」も「消費者の権利」もないがしろにされてしまいます。

卸売市場の公正な価格形成を図る機能が失われてしまえば、生産者・生産地は大きな被害を受けることになります。

生産地が衰退してしまえば、安定した食糧供給が損われてしまうことになります。

### 規制緩和は各市場で判断できる

今回の改悪による規制緩和は、市場ごとの判断にゆだねられているので、長い歴史をもつ中央卸売市場では、今までのやり方を続けることになるだろうと市場関係者は語っています。

「大規模物流センター」施設である豊洲市場は、市場法改悪を先取りした「基幹市場」第1号です。

豊洲に移転せず、築地市場で営業ができれば、これまでの卸と仲卸の関係や市場流通を守ることになります。

「築地市場を守るたたかい」は、産地や商店、消費者を守り、生鮮食料品取引の公平性を守るたたかいでもあります。

# 市街地再開発事業の「収支イメージ」

「連載22」に掲載したイメージ図を詳しくしたのが、下の図です。左側が、支出の項目と事業に占める割合の目安です。

例えば、総事業費（支出）の額を250億円で試算すると…。

## ★支出（総事業費：250億円）

\* 事業費に対する%は目安です

- ① 工事費：超高層ビル等の建設に要する費用  
 事業費の約78%（195億円）
- ② 調査設計計画費：超高層ビルの設計や調査、計画に要する費用  
 事業費の約5%（12億5千万円）
- ③ 土地整備費：いま建っている建物の解体などに要する費用  
 事業費の約2%（5億円）
- ④ 補償費：超高層に住めないから等で引越す方への補償や工事期間中の仮住居等の費用  
 事業費の約8%（20億円）

- ⑤ 事務費・借入金利息：再開発組合等の運営に要する費用。借入金金に対する利息  
 事業費の約7%（17億5千万円）

## ★収入

- 1 保留床処分金  
 保留床を売却して得られる資金  
 収入の約85%  
 （212億5千万円）

- 2 補助金  
 補助金として投入される税金  
 収入の約15%  
 （37億5千万円）  
 となります。

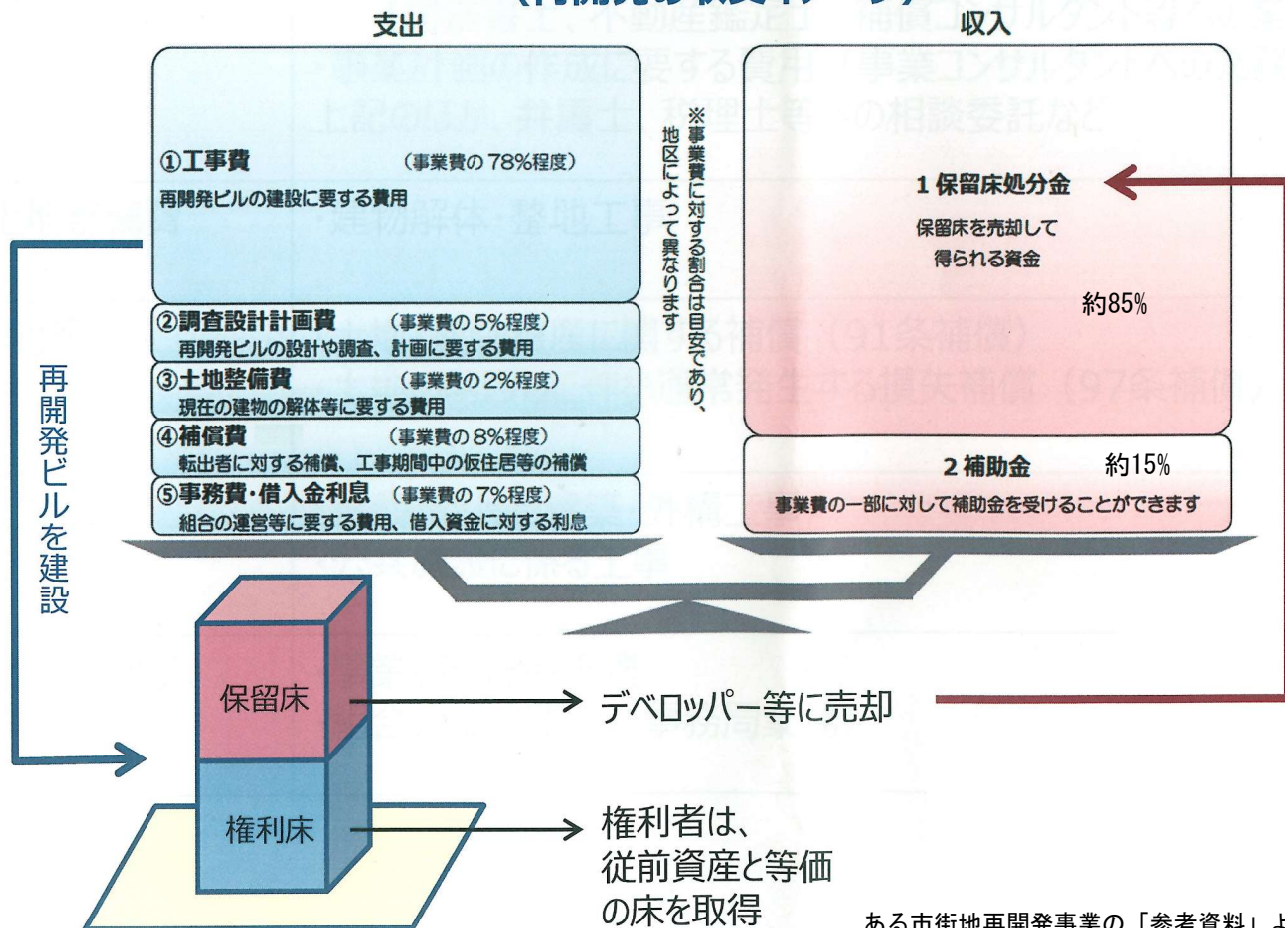
実際の再開発事業では、どうなっているのでしょうか。

次回は、事業費が約248億円となっている「湊二丁目東地区」の収支を分析してみます。

（つづく）

（図1）

## （再開発の収支イメージ）



ある市街地再開発事業の「参考資料」より